

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については電信一般
 開合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

1/2

主 管

電 信 書 (T.A.)

74年2月26日19時00分　韓國省
 74年2月26日19時41分　本省

發 着 了

外務大臣殿

後宮

大使

臨時代理大使 総領事 代理

旧軍人・軍属等韓国人遣こつの返かん問題

第362号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第295号および貴電ア北第202号に関し

1. 26日、求めにより往訪した川島に対し、外務部ボク東北ア / 課長は要旨次のとおり述べた。

(イ) 韓国側提案に対する日本側回答につき在京大使館より連絡を受けるとともに、北東アジア課長とウー等書記官とのやりとりの模様の詳細についても報告を受けたが、韓国側としては、日本側がいわゆる遺族主義にこだわつておられることは全く納得出来ない。27日に再び会談が予定されるはずなので、その前にぜひ次のようなポイントを参考事項として日本側にお伝えしたい。すなわち、(イ) / 1964年11月12日、マエダ北東アジア課長(当時)は、「軍事分界線以南出身者に限り、一括引渡しをすることに異議がない」と述べた。(ロ) / 1966年11月23日、ノダ北東アジア課長(当時)は、適當な名分があれば、遣こつ全部を韓国政府に引渡そうとする立場であると述べた。(ハ) / 1969年8月の第3回日韓閣僚会議の際、韓

大政事外外儀官
務務 典房
次次 官官審審長長
儀院人電厚計
書文会在海

調査長
領移長
參企析調
參領旅查移

ア 參地中東
長 東北二西
米 参北北保
中 参一二
南審
歐 参西東洋
長 西東三

近 參書近ア
長
經 次總經国资
長 參貿統國博
經協長 參政技一理
條 參參協規
長 国參政經科
長 軍社專
清 參道内外
文員 參一二

注 意

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係（TEL 2172）に連絡ありたい。

国側は、遺亡者全部の一括引渡しを要請し。

双方は、暫定的に、遺族の申請があるときは個別的に引渡すことで合意した。

(2) 上記のような過去10年余にもわたる交渉の歴史を通じて、韓国側は、日本側が基本的に遺亡者一括引渡しには反対がないものと了解しており、ただその際対象となる遺亡者の範囲について、

て必ずしも合意に達しないなかつたと理解する。第3回閣僚会議の際の合意にしても、一括引渡しという前提の上で、

かつ本件の人道的性格にかんがみ、できるものから進めて行くという意味で、個別の申請があればそれも認めることをうたつたに過ぎないと了解する。

(3) 本来人道的性格の強い本件を戦後30年近い今日まで未解決にしておかれているために、韓国内における対日ムードに極めてゆう慮すべき問題点を投げかけるちょうどいうが出始めしており、日本側が国内の法律上の立場からのみ本件をみて結果的にその解決を遅延させることは、日韓の

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

高度の政治判断からして果してけん明な措置と言えようか、韓国側としては、速かに遺こつ返かんの実現をはかることが第一義と考えており、実際問題として、日本側の主張されるように、2000体に近い遺こつの総べての遺族等について厳格な関係をESTABLISHするには途方もない時間がかかるうし、また戦後長い時間が経つたこともあって余りに困難が多過ぎる。

(4) この関連で、日本は客年中國へ／／体の遺こつを返かんされたが、その際韓国との関係において主張されると同様な遺族関係についての証明を得た上で返かんを行なわれたのかどうか、事実関係を承知したい。

2. これに対し当方より、従来のわが方立場に基き、特に第3回閣僚会議の際遺族ベースで促進することに合意した点、

先方の要請により、とにかく

秘密指定解除

公文書監理室

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般
問合せ係 (TEL'2172) に連絡ありたい。

、その立場を本省へ取次ぐこととする旨約した。

本件打開策に関する本使見解は追つて具申致すべしも右取
りあえず。

(了)